

発委第1号

令和6年3月19日

小国町議会議長 熊谷博行様

提出者

議会運営委員長 江藤理一郎

小国町議会委員会条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び第7項並びに
会議規則第14条第3項の規定により提出します。

(提出の理由)

今回の改正は、「小国町課設置条例の一部を改正する条例」が可決されたこと
に伴い、各常任委員会の所管の課名変更の改正を行うもの。

小国町議会委員会条例の一部を改正する条例

小国町議会委員会条例（平成3年小国町条例第43号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「政策課」を「情報政策課」に改め、同号ウ中「税務会計課」を「税務住民課」に改め、同条第2号ア中「町民課」を「福祉課」に改め、同条第3号アからウまでを次のように改める。

ア 産業課の所管に属する事項

イ 建設課の所管に属する事項

ウ 農業委員会の所管に属する事項

第2条第3号エを削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

小国町議会委員会条例の一部を改正する条例

小国町議会委員会条例（平成3年条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 7人</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>情報政策課</u>の所管に関する事項</p> <p>ウ <u>税務住民課</u>の所管に属する事項</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(2) 文教厚生常任委員会 6人</p> <p>ア <u>福祉課</u>の所管に属する事項</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 産業常任委員会 6人</p> <p>ア <u>産業課</u>の所管に属する事項</p> <p>イ <u>建設課</u>の所管に属する事項</p> <p>ウ <u>農業委員会の所管</u>に属する事項</p>	<p>(常任委員会の名称、委員定数及びその所管)</p> <p>第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務常任委員会 7人</p> <p>ア (略)</p> <p>イ <u>政策課</u>の所管に関する事項</p> <p>ウ <u>税務会計課</u>の所管に属する事項</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(2) 文教厚生常任委員会 6人</p> <p>ア <u>町民課</u>の所管に属する事項</p> <p>イ (略)</p> <p>(3) 産業常任委員会 6人</p> <p>ア <u>情報課</u>の所管に属する事項</p> <p>イ <u>産業課</u>の所管に属する事項</p> <p>ウ <u>建設課</u>の所管に属する事項</p> <p>エ <u>農業委員会の所管</u>に属する事項</p>